

議案第47号資料

鶴ヶ島市印鑑条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）で個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項の移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して印鑑登録証明書の交付申請をし、手数料を納付することにより、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）で個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものに限る。）を使用して印鑑登録証明書の交付申請をし、手数料を納付することにより、その交付を受けることができる。</p>